

岩手県監査委員告示第24号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月13日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 監査対象機関名 岩手県立遠野病院

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 令和3年11月17日から同月18日まで

(2) 本監査実施日 令和4年1月20日

3 監査結果の公表の日 令和4年3月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
飲料用自動販売機に係る県有財産賃貸借契約の締結に当たり、理由なく契約保証金を免除しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	契約締結した業者は医療局財務規程第203条(4)の免除理由に該当するが、入札説明書へ免除要件を記載しておらず契約締結起案においても免除理由を記載していなかったことから、今後は明記するよう改めることとしたほか、決裁過程での確認を徹底することとした。
工事の執行に当たり、検査員に任命されていない者が完成検査を行っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	起案において検査員を誤って記載していたため、修正を行うとともに、今後は決裁過程での確認を徹底することとした。